

此際ロツチルガム市ニ帝國名譽領事ヲ駐在セシメ
度此段閣議ヲ請フ

明治三十四年七月二日

外務大臣曾禰荒助



内閣總理大臣子爵桂太郎殿

齊



外務大臣請議北米合衆國アラバマ州モ
ビル市ニ帝國名譽領事ヲ駐在セシム
ルノ件

右謹テ奏ス

明治三十四年十一月二十日

内閣總理大臣子爵桂太郎

十八

外甲五。

明治三十四年十一月十一日

内閣總理大臣

大木

法制局長官



外務省

ト、
外務省

海軍省

文部省

逓信省

区

内務省

馬

陸軍省

司法省

農商省

別紙外務大臣請議北米合衆國アラバ
マ州モビール市ニ帝國名譽領事ヲ駐
在セシムル件ヲ審査スルニ其ノ要旨
ハ北米合衆國アラバマ州モビール市

法制局

ニ於ケル商工業ハ近來著シク發達シ
將來ニカラグワ運河ノ開鑿セララルル
ニ於テハ獨リ從來ノ棉花貿易ニ止ラ
ス東洋トノ貿易上該市トハ益々密接
ノ關係ヲ生スルニ至ルヘク而シテ該
運河開鑿後ノ計畫ニ付テモ今ヨリ豫
メ用意シ置クノ必要アルノミナラス
昨年テキザス州ガルウエストン市ノ暴
風雨ニテ全市非常ニ破壊セシ以來此
迄同市ニ於テ取扱タル棉花輸出貿易

モ多少モビール市ニ移リツツアルノ
傾向アリテ目下一層該地方ト本邦ト
ノ棉花貿易上ノ關係密接赴クニ依リ
此際モビール市ニ帝國名譽領事ヲ駐
在セシメ以テ領事ノ職務ヲ執行セシ
メント云フニ在リテ相當ノ儀ト思考
ス依テ請議ノ通閣議決定セラレ可然
ト認ム

指令案

北米合衆國アラバマ州モビール市

法司

ニ帝國名譽領事ヲ駐在セシムルノ
件請議ノ通

明治三十四年七月二十日

六
帝
后

参照

○領事官職務規則明治三十四年四月

第二條 名譽領事及貿易事務官ハ外務

大臣ノ訓令ニ基キ本人ニ其ノ他領事官

ノ職務ニ関スル法令及條約ノ規定ニ準依

シテ其ノ職務ヲ行フ

○公使館領事館費用條例明治三十四年十月

第三條 名譽領事ハ事務所費トシテ年額

八百圓以内ヲ給スルコトヲ得

第三條 名譽領事館ハ領事館書記生ヲ在

勤^七シタルトキハ其ノ在勤俸ノ最近地領事館
ノ例ニ依ル

二五五

子^子氏名奉領事新設ノ義ニ付請儀查行
正ノ上名出^出ル可然片取計^計取^取成度^度申^申
進^進也

明治三十四年十一月八日

外務省通商局



内閣法制局

以中

外務省

二三七

北米合衆國アラバマ州モビール市に於ける商
 工業ハ近來著シク發達シ將來「ニカラグワ」
 運河ノ開鑿セラル、ニ於テハ獨リ從來ノ棉花
 貿易ニ止ラス東洋トノ貿易上該市トハ益々
 密接緊要ノ關係ヲ起生スルニ至ルヘク而シテ
 該運河開鑿後ノ訂畫ニ付テモ今ヨリ豫メ用
 意致置候事必要ト被存候ノミナラス昨年テキ
 ガス州「ガルウエスト」市ノ暴風雨ニテ全市非常ニ
 破壊セシ已來此迄同市ニ於テ取扱タル棉花
 輸出貿易モ多少モビール市ニ移リツ、アルノ傾
 向アリテ目下一層該地方ト本邦トノ棉花貿易
 上ノ關係密接ニ相成候ニ付旁以此際モビール市

甲五〇

ニ於テ實業社會ノ事情ニ熟通シ相當ノ名望
アル人物ヲ我名譽領事ニ任命其職務ヲ
執行セシメ候事日米兩國間ノ貿易獎勵上必
要ト存候依テ同地ニ帝國名譽領事ヲ駐在
セシメ度此段閣議ヲ請フ

明治三十四年十月二十六日

外務大臣小村壽太郎



内閣總理大臣子爵桂太郎殿

濟



外務大臣請議丁抹國「コーペンハーゲン」ニ
帝國名譽領事ヲ駐在セシムル件
右謹テ奏ス

明治三十四年十一月二十七日

内閣總理大臣子爵桂 太郎